

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

松江市長

公表日

平成29年7月27日

[平成26年4月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	<p>市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 個人番号カード等を用いた本人確認 <p>なお、9. の個人番号の通知及び個人番号カードの交付については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	<p>1. 住民基本台帳の照会、検索機能 住民基本台帳に記録されている住民の照会、検索を行う。(操作権限により照会項目は制限される。)</p> <p>2. 住民基本台帳記載事項に係る修正・他システム連携機能 (1)住民からの住民異動届又は職権等により住民票の記載、削除又は記載の修正(以下「住民票の記載等」という。)を行い、住民票を基礎とする事務の業務システムへの連携データを作成する。 (2)住基法第7条第9号から第11の2号に規定する事項及び印鑑登録にかかる事項について当該業務システムと連携し住民票の記載等を行う。</p> <p>3. 本人確認情報の更新機能 住民票の記載等を行なった場合、住基GWサーバーを通じて住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)に本人確認情報の更新情報を送る。</p> <p>4. 転入届の特例による転出届、転入届の際の通信機能 (1)住基法第24条の2に規定する転入届の特例のための転出届の場合、住基GWサーバーを通じ住基ネットに転出証明書情報を作成する。 (2)住基法第24条の2に規定する転入届の特例による転入届の場合、住基ネットから住基GWサーバーを通じ転出証明書情報を取り込む。</p> <p>5. 他市区町村への通知等の作成・送信機能 (1)転入の届出を入力した際の転入通知の発行又は転入通知情報の作成及び送信 (2)住民票の記載等をした際の戸籍附票記載事項通知の発行及び戸籍附票通知情報の作成及び送信</p> <p>6. 住基ネットからの通知取り込み機能 住基ネットから住基GWサーバーを通じ転入先市町村からの転入通知情報を取り込む。</p> <p>7. 住民票コードの通知機能 住民票コードを付番、変更した場合に住民票コード通知書の発行を行う。</p> <p>8. 住民票の写し、住民票記載事項証明書などの帳票の作成・出力機能</p> <p>9. 法務大臣への通知機能 外国人住民の住居地に係る住民票の記載等を行なった場合、法務大臣への通知情報を住基GWサーバーに送る。</p> <p>10. 通知カード及び個人番号カード送付先情報の作成・通知機能 個人番号の通知及び個人番号カードの発行のため、機構に対し送付先情報を作成し住基GWサーバーを通じ住基ネットにより通知する。</p> <p>11. 証明書自動交付システム連携機能 住民票の記載等により証明書自動交付システムへGW証明書発行システムを通じて更新情報を送る。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (住基GWサーバー・GW証明書発行システム・GW証明書発行システム(戸籍)・中間サーバー・番号連携サーバー・証明書自動交付システム・コンビニ) 交付システム</p>

システム2									
①システムの名称	住基GWサーバー								
②システムの機能	1. 住基ネット連携機能 住基ネットへの本人確認情報連携機能、転入通知・戸籍附票通知・転出証明書情報等の市町村間の通知機能 2. 法務省情報連携端末連携機能 法務省情報連携端末からの法務省通知情報の取込、法務省情報連携端末への市町村通知情報の作成を行う機能 3. 最高裁判所名簿調整プログラム連携機能 名簿調整プログラムへの裁判員候補者名簿の通知機能 4. 送付先連携機能 住民に対して通知カード、個人番号カード交付申請書等を送付するため、送付先情報を住基ネットへ連携する機能 5. 文字同定機能 住基ネットと既存住基システムとの文字同定や法務省情報連携端末とのデータ連携時の文字コード変換機能								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他（コンビニ交付システム）</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他（コンビニ交付システム）	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他（コンビニ交付システム）									
システム3									
①システムの名称	GW証明書発行システム								
②システムの機能	1. 証明書作成・送信機能 住民票の写し等証明書様式による証明書を作成し、証明書自動交付システムへ証明書情報を送信する。 2. 既存住基システム連携機能 住民票の記載等の際、既存住基システムとデータの受け渡しを行う。 3. 利用者情報連携・管理機能 既存住基システムと連携しICカードの利用者情報の登録・廃止、暗証番号の登録等カード情報の管理を行う。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他（証明書自動交付システム）</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他（証明書自動交付システム）	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他（証明書自動交付システム）									

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※住民基本台帳ネットワークシステムのうち市町村コミュニケーションサーバー部分(以下「市町村CS」という。)について記載する。
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。</p> <p>2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5. 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバーにおいて保有している機構本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書等)を送付するため、既存住基システムから住民基本台帳に記載されている送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 地方公共団体情報システム機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カード変換情報等を連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (住基GWサーバー・個人番号カード管理システム)</p>

システム5	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能 (1)個人(住登者・住登外者)、事業所及び共有宛名の管理を行う。 (2)送付先の設定・管理を行う。 (3)口座情報の設定・管理を行う。</p> <p>2. 宛名照会機能 (1)個人宛名基本情報及び送付先情報を表示する。 (2)個人が属した世帯に関する情報を表示する。 (3)口座情報を表示する。</p> <p>3. 既存住基システム連携機能 既存住基システムと連携し宛名情報を更新する。</p> <p>4. 庁内他業務システム連携機能 他業務で使用する宛名バッチマスターを作成する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (番号連携サーバー)</p>

システム6	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 他の情報保有機関に対して、法令に基づいて業務上行われる特定個人情報(連携対象)を照会し、情報照会の状態を管理する。</p> <p>3. 情報提供機能 他の情報保有機関から受け付けた情報照会に対して、法令に基づいて業務上行われる特定個人情報(連携対象)の情報提供を行い、情報提供の状態の管理を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと業務システム、宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会及び提供があった時に情報提供等記録を生成し、情報提供等記録を含むアクセス記録を管理する。必要に応じて保管されたアクセス記録を検索、抽出、出力、不開示設定や過誤事由の更新を行い、保管期間の過ぎたアクセス記録を削除する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 情報提供機能にて情報提供する特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会内容、情報提供内容、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員を認証し、操作者を一意に特定する。職員に付与された権限に基づき、システム機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 中間サーバー・ソフトウェアで提供するパッチの状況管理、業務統計情報の集計、中間サーバー・ソフトウェアの稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (番号連携サーバー)</p>

システム7	
①システムの名称	番号連携サーバー
②システムの機能	1. 宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外者データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。 2. 統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 3. 符号要求機能 個人番号に対応する統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 4. 情報照会機能 中間サーバーへ特定個人情報(連携対象)の情報照会及び中間サーバーからの情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 5. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して行なわれる情報照会要求情報を業務システムから受領し、中間サーバーからの情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー)
システム8	
①システムの名称	証明書自動交付システム
②システムの機能	1. 証明書発行機能 GW証明書発行システムで編集した証明書(住民票の写しなど)を自動交付機で発行する。 2. モニタリング 自動交付機の取引状況の確認 3. 履歴管理 アクセスサーバー・自動交付機の履歴の表示・退避を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 (GW証明書発行システム)
システム9	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 証明書作成・発行機能 住民票の写し等証明書様式による証明書を作成し、コンビニエンスストア等の自動交付機で発行する。 2. 既存住基システム・戸籍システム連携機能 住民票の記載等の際、既存住基システム・戸籍システムとデータの受け渡しを行う。 3. 利用者用電子証明書シリアル番号連携機能 個人番号カードの認証に用いる利用者用電子証明書シリアル番号を住基GWサーバーより受信する。 4. 利用者情報連携・管理機能 既存住基システム・戸籍システムと連携し、証明書発行履歴、発行資格の管理を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 (住基GWサーバー、戸籍システム)

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) ・第19条(特定個人情報の提供の制限) ・第22条(特定個人情報の提供) ・第23条(情報提供等の記録) <p>2. 住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供ネットワークによる情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び第14号並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)</p> <p>1. 番号法第19条第7号 別表第2第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、同表第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>2. 番号法第19条第14号 特定個人情報保護委員会規則で定めたもの(現在該当なし)</p> <p>3. 別表第二省令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条</p> <p>※住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	島根県松江市民部市民課
②所属長	市民課長 景山 晴美
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
その必要性	住基法第3条の規定により、市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるよう努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めることとされているため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (公民館区、印鑑登録情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 1. 識別情報 (1)個人番号 住基法の規定に基づき記録する事項 (2)その他識別情報(内部番号) 対象者を正確に管理するため 2. 連絡先等情報 (1)4情報(氏名、性別、生年月日、住所)及びその他住民票関係情報 住基法に基づき記録する事項 (2)連絡先(電話番号等) 本人への連絡のため 3. 業務関係情報 (1)医療保険関係情報・児童福祉・子育て関係情報・介護・高齢者福祉関係情報・年金関係情報 住基法の規定に基づき記録する事項 (2)学校・教育関係情報・その他(公民館区、印鑑登録情報) 住所の異動により変更となることから業務の合理化及び資格管理の適正化のため記録する事項
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月18日
⑥事務担当部署	島根県松江市民部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（保険年金課、保健福祉課、介護保険課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（地方公共団体情報システム機構） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ ） <input type="checkbox"/> その他（教育委員会学校教育課、教育委員会生涯学習課、自部署）	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（住民基本台帳ネットワークシステム）	
③使用目的 ※	住基法に基づき、本市において、住民の居住関係の公証その他の住民に関する事務の処理の基礎とするため。	
④使用の主体	使用部署	市民課、鹿島支所市民生活課、島根支所市民生活課、美保関支所市民生活課、八雲支所市民生活課、玉湯支所市民生活課、宍道支所市民生活課、八束支所市民生活課、東出雲支所市民生活課、来待出張所、松江市民サービスコーナー
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 1) 10人未満 <input type="checkbox"/> 2) 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 3) 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 4) 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 5) 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 機構から通知された個人番号とすべき番号の指定及び住民票への記載 2. 本人からの希望により、使用目的に応じ住民票の写しに記載 3. 住民票の記載等を行った際の住基ネットへの本人確認情報の更新 4. 転出届による転出証明書への記載 5. 住基ネットへの転入通知情報及び転出証明書情報の送信 6. 届出の際の個人番号カードを用いた本人確認 7. 本市における個人番号を利用することができる事務（番号法別表第1の下欄に掲げる事務及び同法第9条第2項の規定に基づく条例で定められた事務に限る。）の事務処理の効率化のために庁内連携システム等により本特定個人情報ファイルを移転 8. 番号法第19条第7号、第9号及び第14号の規定に基づく住民票関係情報の照会に対する情報提供
	情報の突合	1. 機構で新たに個人番号が生成された際は、個人番号の要求時に提供した住民票コードにより突合（上記1） 2. 通知カード又は個人番号カードその他の本人確認書類により適正な本人確認を行う（上記2、4） 3. 住民票コード、基本4情報による突合（上記3、5、6） 4. その他識別情報（内部番号）による突合（上記7、8） 正確な記録・本人確認を行うために突合する。
⑥使用開始日	平成27年8月8日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	既存住基システム等運用管理業務	
①委託内容	既存住基システム等(既存住基システム、住基GWサーバー、GW証明書発行システム、コンビニ交付システムの運用管理、宛名システム、中間サーバー、番号連携サーバー)のバッチ処理、オンライン稼働監視、障害対応及び仕様変更等を行うシステム運用維持管理業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 富士通㈱ 山陰支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請(事業者名、作業者、作業内容、作業期間、作業場所等記載)に対する承認
	⑥再委託事項	ハードウェア保守、遠隔地媒体保管

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (57) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (41) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住基法第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第4項)
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第6項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第8項)
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所も給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度

提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第20項)
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度
提供先12	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第21項)
②提供先における用途	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度

提供先13	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第23項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度

提供先17	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第34項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<input checked="checked" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があつた都度
提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第35項)
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<input checked="checked" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があつた都度

提供先19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第37項)	
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。	
⑥提供方法	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度	
提供先20	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第38項)	
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。	
⑥提供方法	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供先21	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第39項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度
提供先22	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第40項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度

提供先29	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第59項)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度
提供先30	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第61項)
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度

提供先31	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第62項)
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度
提供先32	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第66項)
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度

提供先33	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第67項)
②提供先における用途	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: right;"><選択肢> <li style="text-align: right;">1) 1万人未満 <li style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満 <li style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満 <li style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満 <li style="text-align: right;">5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度
提供先34	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第70項)
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: right;"><選択肢> <li style="text-align: right;">1) 1万人未満 <li style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満 <li style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満 <li style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満 <li style="text-align: right;">5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度

提供先35	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第77項)
②提供先における用途	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度
提供先36	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第80項)
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度

提供先37	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第84項)
②提供先における用途	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度
提供先38	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第89項)
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度

提供先41	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第94項)	
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度	
提供先42	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第96項)	
②提供先における用途	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度	

提供先43	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第101項)
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度
提供先44	農林漁業団体職員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第102項)
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度

提供先45	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第103項)
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度
提供先46	独立行政法人医薬品医療機器総合機構
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第105項)
②提供先における用途	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度

提供先47	独立行政法人日本学生支援機構	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第106項)	
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度	
提供先48	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第108項)	
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度	

提供先49	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第111項)
②提供先における用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度
提供先50	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第112項)
②提供先における用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度

提供先51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第113項)
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度
提供先52	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第114項)
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度

提供先55	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第120項)	
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。	
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会があった都度	
提供先56	教育委員会学校教育課	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第27項) 番号法第19条第9号の条例制定予定	
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="radio"/>] その他 (市内連携システム)	
⑦時期・頻度	「②提供先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)	

提供先57	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第85項の2)
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	「②提供先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)

移転先5	健康福祉部障がい者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第11項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)
移転先6	健康福祉部障がい者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第12項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)

移転先9	健康福祉部生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第15項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)
移転先10	財政部税務管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第16項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)

移転先11	財政部市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第16項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	<p>[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)
移転先12	財政部固定資産税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第16項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	<p>[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)

移転先13	市民部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第16項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)
移転先14	歴史まちづくり部建築指導課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第19項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)

移転先15	市民部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第30項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)
移転先16	市民部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第31項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)

移転先17	健康福祉部障がい者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第34項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	<p><input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線</p> <p><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)
移転先18	歴史まちづくり部建築指導課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第35項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	<p><input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線</p> <p><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)

移転先19	防災安全部防災安全課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第36項の2) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)
移転先20	健康福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第37項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)

移転先23	健康福祉部障がい者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第1(第46項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に登録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 紙</p>
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)
移転先24	健康福祉部障がい者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第1(第47項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に登録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 紙</p>
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)

移転先25	健康福祉部保健福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第1(第49項) 番号法第9条第2項の条例制定予定	
②移転先における用途	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定めるもののうち保健福祉課所管の事務	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)	
移転先26	健康福祉部保健センター	
①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第1(第49項) 番号法第9条第2項の条例制定予定	
②移転先における用途	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定めるもののうち保健センター所管の事務	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)	

移転先27	健康福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第1(第56項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されている者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)
移転先28	総務部人事課福利厚生室
①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第1(第56項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	市職員に係る児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[1万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されている者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)

移転先29	市民部保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第1(第59項) 番号法第9条第2項の条例制定予定	
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。	
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 ()	
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)	
移転先30	健康福祉部介護保険課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第1(第68項) 番号法第9条第2項の条例制定予定	
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。	
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 ()	
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)	

移転先31	健康福祉部保健センター
①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第1(第76項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 市内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 電子メール</p> <p><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 専用線</p> <p><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 紙</p>
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)
移転先32	健康福祉部障がい者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第1(第84項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 市内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 電子メール</p> <p><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 専用線</p> <p><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 紙</p>
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)

移転先33	健康福祉部子育て課
①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第1(第94項) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)
移転先34	歴史まちづくり部建築指導課
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第85項の2) 番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)

移転先37	歴史まちづくり部建築指導課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	松江市川原住宅設置及び管理に関する条例による川原住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	<p><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 電子メール</p> <p><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 専用線</p> <p><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 紙</p>
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)
移転先38	健康福祉部子育て課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	松江市保育料条例による保育料に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	<p><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 電子メール</p> <p><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 専用線</p> <p><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 紙</p>
⑦時期・頻度	「②移転先における用途」に記載する事務の発生の都度及び対象者に係る住民票の記載等の都度(随時)

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><松江市における措置></p> <p>1. 下記の措置を講じるデータセンター内のサーバー室に設置したサーバー内に保管され、バックアップ媒体は同データセンター内の保管室に保管される。</p> <p>(1)データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。</p> <p>(2)サーバー室は、ICカードとパスワードによる個人認証及び生体認証による入室管理を行っている。</p> <p>(3)サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証を必要とする。</p> <p>(4)保管室は、生体認証による入室管理を行っている。</p> <p>2. バックアップ媒体については、上記データセンター以外にも、下記の措置を講じる別のデータセンター内の保管室に保管される。</p> <p>(5)データセンターは、事前申請方式の有人受付による入館管理を行っている。</p> <p>(6)保管室は、生体認証による入室管理を行っている。</p> <p>(7)バックアップ媒体の移動及び保管にあたっては、GPSによる所在確認が可能なケースに格納する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
7. 備考	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(2)本人確認情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。	
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。	
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () 	
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月27日	
⑥事務担当部署	島根県松江市市民部市民課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人 () 等 <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住民基本台帳システム)	
③使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
④使用の主体	使用部署	市民課、鹿島支所市民生活課、島根支所市民生活課、美保関支所市民生活課、八雲支所市民生活課、玉湯支所市民生活課、宍道支所市民生活課、八束支所市民生活課、東出雲支所市民生活課
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム⇒市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS⇒都道府県サーバー)。 2. 住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード⇒市町村CS)。 3. 4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 4. 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバー)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバー)と整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS⇒都道府県サーバー/全国サーバー)。
	情報の突合	1. 本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを住民票コードをもとに突合する。 2. 個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日	平成27年8月8日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 件	
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、障害対応及び仕様変更等を行うシステム運用維持管理業務	
②委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 富士通㈱ 山陰支社	
再委託	④再委託の有無 ※ [<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請(事業者名、作業者、作業内容、作業期間、作業場所等記載)に対する承認
	⑥再委託事項	ハードウェア保守、遠隔地媒体保管
委託事項2～5		
委託事項11～15		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	都道府県	
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)	
②提供先における用途	1. 市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 2. 住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。	

提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を保持するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)。

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>1. 下記の措置を講じるデータセンター内のサーバー室に設置したサーバー内に保管され、バックアップ媒体は同データセンター内の保管室に保管される。</p> <p>(1)データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。</p> <p>(2)サーバー室は、ICカードとパスワードによる個人認証及び生体認証による入室管理を行っている。</p> <p>(3)サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証を必要とする。</p> <p>(4)保管室は、生体認証による入室管理を行っている。</p> <p>2. バックアップ媒体については、上記データセンター以外にも、下記の措置を講じる別のデータセンター内の保管室に保管される。</p> <p>(5)データセンターは、事前申請方式の有人受付による入館管理を行っている。</p> <p>(6)保管室は、生体認証による入室管理を行っている。</p> <p>(7)バックアップ媒体の移動及び保管にあたっては、GPSによる所在確認が可能なケースに格納する。</p>
7. 備考	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録された住民
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要があり、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、併せて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。これらの事務について通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき機構に委任するため。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (通知カード及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	1. 個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 2. その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任することから、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月予定
⑥事務担当部署	島根県松江市市民部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人 () 等 <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住民基本台帳システム)	
③使用目的 ※	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
④使用の主体	使用部署	市民部市民課
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する。(既存住基システム⇒市町村CS⇒個人番号カード管理システム(機構))
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバー)が保有する機構保存本人確認情報との情報の突合を行う。
⑥使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、障害対応及び仕様変更等を行うシステム運用維持管理業務	
②委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 富士通㈱ 山陰支社	
再委託	④再委託の有無 ※ [<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請(事業者名、作業者、作業内容、作業期間、作業場所等記載)に対する承認
	⑥再委託事項	ハードウェア保守、遠隔地媒体保管
委託事項2～5		
委託事項11～15		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている (1) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)	
①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	
②提供先における用途	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同じ。	
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する。(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。)	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 既存住基システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において届出・申請内容及び届出人の本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2. 受付、入力、審査業務それぞれに異なる職員が当たること複数人のチェックを行い、正確な登録をする。</p> <p>3. 届出書・申請書等の様式において個人番号の記載欄を設けることについては、住民基本台帳事務処理要領に掲載の参考様式により住民基本台帳事務に必要な項目のみに限ることとし、特定個人情報を取り扱わない事務においては個人番号の記載及び通知カード・個人番号カードの個人番号記載面の写しの取得は行わない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務からの住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。</p> <p>2. 他の業務からアクセスされる、住民情報の基本情報を保持する住民マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>既存住基システムを利用する職員、派遣者、委託先を特定し、個人番号の照会権限について個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。</p>
その他の措置の内容	<p>なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1. 目的外利用の禁止 2. 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 3. 特定個人情報の提供の禁止 4. 情報漏えいを防ぐために保管管理に責任を負う。 5. 必要に応じて委託先の視察・監査を行う。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託については、事前申請書を提出させ、審査のうえ適当と判断したものについて承諾している。委託先が責任を持って再委託先を管理・監督し、委託先と同等のセキュリティの確保を行わせる。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>1. 情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、「松江市新行政情報システム構築・運用業務」企画提案実施要領に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 (1) 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 (2) 閲覧、更新権限を持つ者を必要最小限にする。 (3) 閲覧、更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 (4) 閲覧、更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</p> <p>3. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 (1) 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 (2) 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を求めるとともに、その記録を残す。</p>		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	松江市個人情報保護条例において、収集した個人情報の目的以外の目的での提供及びオンライン結合による個人情報の提供について制限している。庁内システムについてシステム連携一覧表を作成し、管理している。	
その他の措置の内容	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に特定個人情報を保管する。サーバーへのアクセスはユーザーID及びパスワードによる認証を必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1. 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>2. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3. 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3. 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-
再発防止策の内容	-
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><技術的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている [] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	事務担当職員へ初任時に必要な知識の習得に資するための指導を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2. 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において届出・申請内容及び届出人の本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 (1) 平成14年6月10日総務省告示第334号（第6-7本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSiにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 (2) 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 2. 事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバー上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	1. 従業者が事務外で使用するリスクへの措置 (1)システムの操作履歴(操作ログ)を記録する (2)担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 (3)システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 (4)職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 2. 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1. スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 2. 統合端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 3. 本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 4. 大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1. 目的外利用の禁止 2. 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 3. 特定個人情報の提供先の限定 4. 情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う。 5. 情報が不要となった時又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 6. 保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する。 7. 個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする。 8. 必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる。 9. 再委託の禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託については、事前申請書を提出させ、審査のうえ適当と判断したものについて承諾している。委託先が責任を持って再委託先を管理・監督し、委託先と同等のセキュリティの確保を行わせる。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1. 情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、「「松江市新行政情報システム構築・運用業務」企画提案実施要領」に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 2. 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 (1) 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 (2) 閲覧、更新権限を持つ者を必要最小限にする。 (3) 閲覧、更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 (4) 閲覧、更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 3. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 (1) 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 (2) 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を求めるとともに、その記録を残す。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに松江市個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアルに従って特定個人情報の提供・移転を行う。		
その他の措置の内容	本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>1. 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク 相手方（都道府県サーバー）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p> <p>2. 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</p> <p>3. 誤った相手に提供、移転してしまうリスクへの措置 相手方（都道府県サーバー）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている [] ^{<選択肢>} 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時に、必要な知識の習得に資するための指導を実施している。
10. その他のリスク対策	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1. 目的外利用の禁止 2. 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 3. 特定個人情報の提供先の限定 4. 情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う。 5. 情報が不要となった時又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 6. 保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する。 7. 個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする。 8. 必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる。 9. 再委託の禁止
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託については、事前申請書を提出させ、審査のうえ適当と判断したものについて承諾している。委託先が責任を持って再委託先を管理・監督し、委託先と同等のセキュリティの確保を行わせる。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1. 情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、「松江市新行政情報システム構築・運用業務」企画提案実施要領に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 2. 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 (1) 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 (2) 閲覧、更新権限を持つ者を必要最小限にする。 (3) 閲覧、更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 (4) 閲覧、更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 3. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 (1) 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 (2) 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を求めるとともに、その記録を残す。	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに松江市個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。	
その他の措置の内容	本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>1. 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p> <p>2. 誤った情報を提供・移転してしまふリスクへの措置 システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。</p> <p>3. 誤った相手に提供、移転してしまふリスクへの措置 相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
1. 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度/連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。			
2. 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。			

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時に、必要な知識の習得に資するための指導を実施している。
10. その他のリスク対策	
-	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号690-8540 島根県松江市末次町86番地 松江市役所 総務部総務課 法制・情報公関係 電話番号 0852-55-5555(代表)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号690-8540 島根県松江市末次町86番地 松江市役所 政策部情報政策課 情報政策係 電話番号 0852-55-5555(代表)
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年12月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【(1)住民基本台帳ファイル】

1. 世帯番号 2. 世帯識別番号 3. 現住所 4. 郵便番号 5. 電話番号 6. カナ世帯主名 7. 世帯主名 8. 世帯主通称名 9. 世帯区分 10. 行政区コード 11. 選挙区コード 12. 小学校区コード 13. 中学校区コード 14. 施設コード 15. 異動受付フラグ 16. 異動受付端末名 17. 職員番号 18. 排他フラグ 19. 消除フラグ 20. 作成更新日 21. 住定日 22. 住定届出日 23. 住定事由 24. カスタマバーコード領域 25. 備考記載日 26. 備考 27. 世帯主履歴 28. 現住所履歴 29. 備考履歴 30. 自治体コード 31. 個人番号(宛名コード) 32. カナ氏名 33. カナ併記区分 34. 外国人カナ通称名 35. 検索カナ氏名 36. 検索外国人カナ通称名 37. 氏名 38. 外国人漢字通称名 39. 生年月日 40. 性別 41. 続柄 42. 住民日 43. 住民日届出日 44. 住民区分 45. 世帯主住民区分 46. 現住所異動事由コード 47. 前住所 48. 前住所郵便番号 49. 前住所区分 50. 先住所 51. 先住所郵便番号 52. 先住所異動日 53. 先住所届出日 54. 先住所異動事由コード 55. 先住所区分 56. 先世帯主名 57. 先世帯主通称名 58. 本籍地 59. 筆頭者名 60. 処理停止 61. 消除日 62. 消除届出日 63. 消除事由コード 64. 外国人国籍コード 65. 本名優先フラグ 66. 外国人住民日 67. 外国人住民日届出日 68. 在留資格コード 69. 在留期間 70. 在留期間等終了日 71. 在留カード等の番号 72. 改製日 73. 住民票コード 74. 出力順位 75. 交付申請区分 76. 届出日 77. 異動日 78. 異動事由コード 79. 届出書番号 80. 住居地届出区分 81. 最終住民記録地 82. 最終住民記録地郵便番号 83. 最終住民記録地世帯主名 84. 処理端末 85. 処理庁舎 86. 改製原住民主票出力区分 87. 国保資格 88. 国保番号 89. 国保得喪日 90. 国保退職得喪日 91. 国保資格区分 92. 基礎年金資格 93. 基礎年金番号 94. 基礎年金種別 95. 基礎年金得喪日 96. 選挙資格 97. 選挙登録日 98. 児童手当資格 99. 児童手当該当日 100. 印鑑資格 101. 印鑑番号 102. 介護資格得喪フラグ 103. 介護資格異動日 104. 介護資格異動事由コード 105. 介護市町村コード 106. 介護被保険者区分 107. 介護資格得喪日 108. 介護一号該当日 109. 介護被保険者番号 110. 介護要介護区分 111. 介護認定有効期間 112. 介護申請中フラグ 113. 状態区分 114. 転出予定日 115. 未受理通知発行フラグ 116. 後期資格異動日 117. 後期資格異動事由コード 118. 後期市町村コード 119. 後期保険者番号適用年月日 120. 後期被保険者資格得喪年月日 121. 後期被保険者資格得喪事由コード 122. 後期被保険者番号 123. 児童手当認定番号 124. 児童手当履歴番号 125. 児童手当認定消滅区分 126. 児童手当支給開始日 127. 児童手当支給終了日 128. 後期個人区分コード 129. 後期他業務宛名コード 130. カード運用状況 131. カード有効期限 132. カード回収日 133. 表面記載バージョン 134. 国保取得届出年月日 135. 国保取得事由 136. 国保喪失届出年月日 137. 国保喪失事由 138. 個人番号(マイナンバー) 139. 個人番号通知書送付先送信状態区分 140. 個人番号通知書類印刷区分 141. 個人番号通知書世帯主現住所宛フラグ 142. 個人番号通知書送付先氏名 143. 個人番号通知書送付先住所 144. 個人番号通知書送付先郵便番号 145. 個人番号通知書メモ 146. 個人番号通知書送付先送信日 147. 通知カード・個人番号カード種類区分 148. 通知カード管理状況区分 149. 通知カード返還日 150. 通知カード返還情報通知日 151. 通知カード破棄日 152. 個人番号カード管理状況区分 153. 個人番号カード運用状況 154. 個人番号カード有効期限 155. 個人番号カード回収日 156. 個人番号カード受領日 157. 個人番号カード交付日 158. 個人番号カード返還情報通知日 159. 個人番号カード破棄日 160. 旧カード回収有無

【(2)本人確認情報ファイル】

1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 清音化かな氏名 6. 生年月日 7. 性別 8. 市町村コード 9. 大字・小字コード 10. 郵便番号 11. 住所 12. 外字数(住所) 13. 個人番号 14. 住民となった日 15. 住所を定めた日 16. 届出の年月日 17. 市町村コード(転入前) 18. 転入前住所 19. 外字数(転入前住所) 20. 続柄 21. 異動事由 22. 異動年月日 23. 異動事由詳細 24. 旧住民票コード 25. 住民票コード使用年月日 26. 依頼管理番号 27. 操作者ID 28. 操作端末ID 29. 更新順番号 30. 異常時更新順番号 31. 更新禁止フラグ 32. 予定者フラグ 33. 排他フラグ 34. 外字フラグ 35. レコード状況フラグ 36. タイムスタンプ

【(3)送付先情報ファイル】

1. 送付先管理番号 2. 送付先郵便番号 3. 送付先住所 漢字項目長 4. 送付先住所 漢字 5. 送付先住所 漢字 外字数 6. 送付先氏名 漢字項目長 7. 送付先氏名 漢字 8. 送付先氏名 漢字 外字数 9. 市町村コード 10. 市町村名 項目長 11. 市町村名 12. 市町村郵便番号 13. 市町村住所 項目長 14. 市町村住所 15. 市町村住所 外字数 16. 市町村電話番号 17. 交付場所名 項目長 18. 交付場所名 19. 交付場所名 外字数 20. 交付場所郵便番号 21. 交付場所住所 項目長 22. 交付場所住所 23. 交付場所住所 外字数 24. 交付場所電話番号 25. カード送付場所名 項目長 26. カード送付場所名 27. カード送付場所名 外字数 28. カード送付場所郵便番号 29. カード送付場所住所 項目長 30. カード送付場所住所 31. カード送付場所住所 外字数 32. カード送付場所電話番号 33. 対象となる人数 34. 処理年月日 35. 操作者ID 36. 操作端末ID 37. 印刷区分 38. 住民票コード 39. 氏名 漢字項目長 40. 氏名 漢字 41. 氏名 漢字 外字数 42. 氏名 かな項目長 43. 氏名 かな 44. 郵便番号 45. 住所 項目長 46. 住所 47. 住所 外字数 48. 生年月日 49. 性別 50. 個人番号 51. 第30条の45に規定する区分 52. 在留期間の満了の日 53. 代替文字変換結果 54. 代替文字氏名 項目長 55. 代替文字氏名 56. 代替文字住所 項目長 57. 代替文字住所 58. 代替文字氏名位置情報 59. 代替文字住所位置情報 60. 外字フラグ 61. 外字パターン

重点項目評価書変更箇所及び変更内容

No.	評価書 ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更の理由
1	P14	Ⅱ(1)－5－提供・移 転の有無	提供を行っている(57)件 移転を行っている(40)件	提供を行っている(57)件 移転を行っている(41)件	中核市移行に伴う権限 移譲による移転先の増
2	P63	移転先41	-	移転先に健康子育て部子育て支援課	中核市移行に伴う権限 移譲により移転先を追 加
3					
4					
5					
6					
7					
8					